

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 3 1 年 3 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等72市町の計画を認定しています。

このたび、佐賀県鹿島市・千葉県香取市・栃木県下野市・栃木県栃木市の歴史的風致維持向上計画を3月26日に認定し、認定都市数は76市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

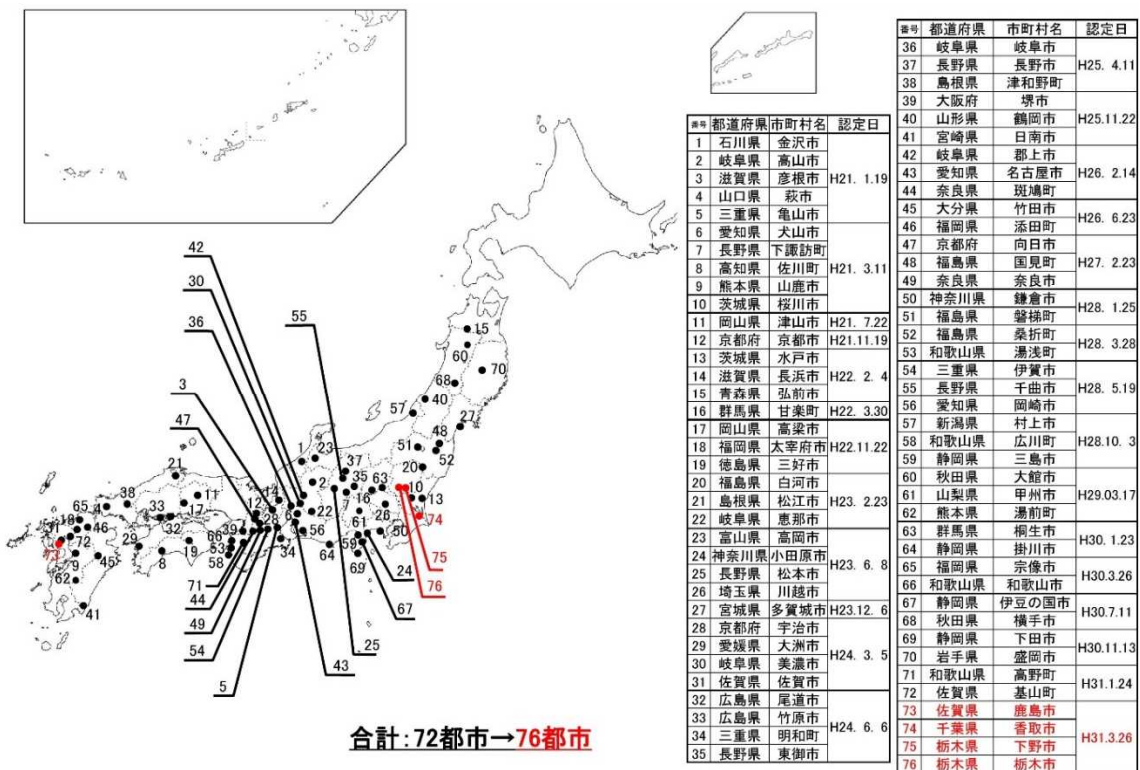


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

○^{かしまし}鹿島市歴史的風致維持向上計画（佐賀県鹿島市 認定申請日 H31. 2. 20）

重要伝統的建造物群保存地区^{かしまし はまなかまち}「鹿島市浜中町
八本木宿^{はちほん きしゆく}伝統的建造物群保存地区」及び「鹿島
市^{はましようづ まちはまかな や まち}浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区」
並びにその周辺地域と、^{はま き おんまつり ゆうとく い なり}浜祇園祭や祐徳稻荷神
社への参拝といった伝統的行事等からなる歴
史的風致の維持向上を図るため、重要伝統的建
造物群保存地区の歴史的建造物等の保存修理、
祐徳稻荷神社の参道の美装化、伝統行事で使用する用具の修理や後継者育成に係る
支援に関する事業等が位置づけられています。



【鹿島市浜庄津町浜金屋町
伝統的建造物群保存地区】

○^{かとりし}香取市歴史的風致維持向上計画（千葉県香取市 認定申請日 H31. 2. 20）

重要伝統的建造物群保存地区「香取市佐原^{さわら}伝
統的建造物群保存地区」や国指定重要文化財
「香取神宮本殿・楼門^{かとりじんぐうほんでん・ろうもん}」及びその周辺地域と、
佐原の山車^{だしぎょうじ}行事や香取神宮の式年神幸祭^{しきねんじんこうさい}等か
らなる歴史的風致の維持向上を図るため、佐
原地区に所在する「三菱銀行佐原支店旧本館^{みつびしぎんこう さ わら してんきゅうほんかん}」
等の歴史的建造物の保存修理に係る事業や、
山車の巡行沿いの無電柱化や修景整備事業、佐原の山車行事で用いる用具の保存修
理に関する事業等が位置づけられています。



【佐原の山車行事】

○^{しもつけし}下野市歴史的風致維持向上計画（栃木県下野市 認定申請日 H31. 2. 20）

国指定史跡「^{しもつけやくし}下野薬師寺跡」や「^{しもつけこくぶん}下野国分寺跡」、^{しもつけこくぶん}「下野国分尼寺跡」及びその周辺地域と、薬師寺の花まつりや地域住民による下野国分寺跡や下野国分尼寺跡の継承・保護活動からなる歴史的風致の維持向上を図るため、下野薬師寺跡や下野国分尼寺跡の保存整備事業や下野薬師寺跡周辺道路の修景整備事業、史跡とともに^{てんびょう}天平の丘公園再整備事業等を位置づけています。



【下野薬師寺跡】

○^{とちぎし}栃木市歴史的風致維持向上計画（栃木県栃木市 認定申請日 H31. 2. 20）

重要伝統的建造物群保存地区「^{かうえ}栃木市嘉右衛門町^{もんちょう}伝統的建造物群保存地区」や国指定重要文化財「^{むらひじんじやほんでん}村檜神社本殿」及びその周辺地域と、^{だし}栃木の山車祭りや^{ひやくはっとうなが}百八灯流し、村檜神社の年中行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の観光・まちづくりの拠点施設整備や無電柱化に係る事業、歴史的建造物の修理・修景事業や村檜神社の修理整備事業等を位置づけています。



【栃木の山車祭り】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）